

～介護保険の施設サービスを利用している方へ～

「介護保険負担限度額認定申請」のお知らせ

介護保険施設(老人福祉施設・老人保健施設・療養型医療施設)へ入所している方、または 短期入所(ショートステイ)を利用している方の居住費・食費に係る費用は自己負担になりますが、低所得の方は所得に応じて自己負担の限度額が設けられています。

■自己負担の限度額(1日あたり)

(単位 円)

利用者負担段階区分		居住費(滞在費)の負担限度額				食費の 限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	生活保護の受給者の方など	820	490	490 (320)	0	300
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	820	490	490 (420)	320	390
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1,640	1,310	1,310	320	650

老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額となります。

■自己負担の限度額を超えた分は、「特定入所者介護サービス費」として介護保険から給付されます。限度額を超える利用者負担はありません。

■該当する方は「介護保険負担限度額認定証」を交付しますので、申請をしてください。この有効期間は申請をした月の初日から翌年度の6月末日です。ただし、4月から6月に申請した場合はその年の6月末日です。

※これに該当しない方の利用者負担額は施設によって異なりますので、施設の事務担当者にお尋ねください。

申請に必要なもの 印鑑、介護保険負担限度額認定申請書(介護保険担当に用意してあります)

申請受付・問合せ先 健康推進課 介護保険担当(いきいきプラザ都留内) ☎(46)5113(内線121・122)



もの忘れ相談

最近もの忘れが気になる、思い出せないなどでお困りの方、また認知症のお年よりの介護でお悩みの方、心配事を抱いている方はいませんか？

専門の医師と、地域包括支援センターの職員が、認知症に関する助言やアドバイス、介護サービスのご案内・情報提供を行います。一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

※個人のプライバシーは完全に守られますのでご安心ください。

※事前に予約が必要です。

日時 毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分

場所 いきいきプラザ都留ほか(詳細は右表をご覧ください)

方法 面談(1日4名まで)

相談員 医療法人 回生堂病院 伊藤千恵医師

市地域包括支援センター 保健師、介護福祉士、社会福祉士など

相談料 無料

受付・問合せ先 市地域包括支援センター

いきいきプラザ都留内 ☎(46)5114

相談日 (毎月第3水曜日)	相談場所
平成19年 5月16日	文化会館(YLO)
6月13日	東桂地域コミュニティセンター
7月18日	いきいきプラザ都留
8月15日	文化会館(YLO)
9月19日	禾生地域コミュニティセンター
10月17日	東桂地域コミュニティセンター
11月21日	文化会館(YLO)
12月19日	いきいきプラザ都留
平成20年 1月16日	禾生地域コミュニティセンター
2月20日	文化会館(YLO)
3月19日	いきいきプラザ都留